

相続手続き必要書類

☆お見積りに必要な書類

- 不動産登記簿謄本（古いものでも結構です）又は権利証
（不動産以外に資産があり、遺産分割協議をされる場合は、関係資料一式）
- 固定資産納税通知書 各1通
（毎年5月頃に役所から送られてくるもの）

1. 被相続人（お亡くなりになられた方）

- 除籍謄本、改製原戸籍、戸籍謄本 各1通

○相続登記のみ → 1 2, 3 歳から死亡までの戸籍すべてが必要です。

○金融機関の相続あり → 出生から死亡までの戸籍すべてが必要です。

- 住民票（本籍の記載をお願いします）、又は戸籍附票 1通
（登記された住所から、最終住所までの沿革を証明できるもの）
- 固定資産税評価証明書 各1通

2. 相続人

- 全員の戸籍謄本 各1通
- 全員の印鑑証明書 各1通
- 不動産を相続される方の住民票 1通
- 相続人代表の「運転免許証の両面コピー」か「マイナンバーカードの表面コピー」に
原本証明したもの（法定相続情報証明を申請する場合）

★必要書類一覧図

	戸籍謄本	住民票	印鑑証明書	
様				
様				
様				
様				
様				
様				

3. 後日、司法書士事務所が作成するもの

- 登記を受ける人の委任状
- 遺産分割協議書（相続人全員の実印の押印が必要です）

☆権利証の原本は、原則必要ありませんが、被相続人の住所の証明が付かない場合等にご用意いただきます。